

会員災害見舞金規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、公益社団法人信濃教育会定款第 5 条第 1 号に基づき、信濃教育会正会員（以下「会員」という。）が会務遂行等のためにこうむった災害等に対する「見舞金」を支払うことについて、必要な事項を定め、もって会員の「相互扶助」を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 「見舞金」支給の適用範囲を次のように定める。

- (1) 会務遂行中の死亡・高度障害
- (2) 会務遂行中の災害による障害
- (3) 会務遂行中の災害による入院
- (4) 会務遂行中の災害による通院
- (5) 1 号以外の死亡・高度障害
- (6) 2 号以外の災害による障害
- (7) 3 号以外の災害による入院
- (8) 4 号以外の災害による通院
- (9) 自然災害による不動産の損害

(経 費)

第 3 条 この規程の運用に関する経費は、災害見舞金事業資産及びその運用益並びに会費をもって充てる。

(申 請)

第 4 条 この規程の適用を要する場合には、本人又は遺族が当該校長を経て会長にこの規程適用の申請を行う。

(委員会)

第 5 条 この規程の運用は、災害認定委員会（以下「委員会」という。）の決定に基づいて会長がこれを行う。

(委員会構成)

第 6 条 委員会は、各郡市教育会 1 名及び高・大教育会から 1 名の委員をもって構成する。

(細 則)

第 7 条 この規程の施行細則は別に定める。

(その他)

第 8 条 この規程及び施行細則に明示していない事項については、委員会で審議を経て、理事会において決定をする。

(改 廃)

第 9 条 この規程及び施行細則の改廃は、委員会の審議を経て、理事会において行う。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 15 日から施行する。

平成 30 年 1 月 25 日 会員災害補償規程一部改正、同年 4 月 1 日 施行

平成 30 年 11 月 22 日 会員災害見舞金規程一部改正、同年 12 月 1 日 施行

令和 2 年 3 月 7 日一部改正、同年 4 月 1 日 施行

令和 5 年 3 月 4 日一部改正、同年 4 月 1 日 施行